

国内募集型企画旅行取引条件説明書面

《ご旅行条件書》

＜本旅行条件書の意義＞

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- ① この旅行はラッキー自動車株式会社（以下「当社」といいます。）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- ② 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、ホームページ、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）によります。また、この旅行条件書に定めのない事項は当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。当社旅行業約款をご希望の方は当社までご請求ください。当社旅行業約款はホームページ（<http://www.luckygroup.jp/travel/>）からもご覧になれます。運送機関や宿泊機関等の旅行サービス提供機関が旅行中にお客様に提供する旅行サービスについては、当該旅行サービス提供機関の約款が適用になります。
- ③ 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることが出来るように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- ① 当社又は「受託販売欄」に記載された当社の受託営業所（以下「当社等」といいます）にて必要事項をお申し込みの上、パンフレット、ホームページ等に記載した申込金（旅行代金の全額または一部）を添えてお申込みいただきます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入頂く場合もございます。申込金は旅行代金をお支払い頂くときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金（旅行代金の全額または一部）を受領したときに成立するとご致します。
- ② 当社等は、電話・郵便・ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社等が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 5 日以内にお申込内容を確認の上申込書の提出と申込金（旅行代金の全額または一部）の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金（旅行代金の全額または一部）の支払いがなされないときは、当社等は、お申し込みはなかったものとして取り扱います。
- ③ 旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項②により申込金（旅行代金の全額または一部）を当社等が受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金（旅行代金の全額または一部）のお支払い後、当社等がお客様との旅行契約を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立致します。また、電話・郵便・ファクシミリ、インターネットその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第 24 項③の定めにより契約が成立します。
- ④ 当社等は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- ⑤ 契約責任者は、当社等が定める日までに、構成者の名簿を当社等に提出しなければなりません。契約責任者は、第 26 項による第三者提供が行われることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
- ⑥ 当社等は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来追うことが予測される債務又は義務については、何等の責任を負うものではありません。
- ⑦ 当社等は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. ウェイティングの取扱い

当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であっても、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイティングの取扱い」といいます。）をすることがあります。

- ① お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ち頂ける期間（以下「ウェイティング期間」といいます。）を確認の上、申込書と申込金（旅行代金の全額または一部）相当額をご提出いただけます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
- ② 当社は、前①の申込金（旅行代金の全額または一部）相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点で、お客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知すると共に預り金を申込金（旅行代金の全額または一部）に充当します。
- ③ 旅行契約は、当社が前②により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時に成立するものとなります。
- ④ 当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- ⑤ 当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消対象期間にあったときでも当社は取消料をいただきません。

4. お申し込み条件

- ① 20 歳未満の方は親権者の同意書が必要です。15 歳未満若しくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- ② ご参加に当たって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- ③ お客様が暴力団員、暴力関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- ④ お客様が当社等に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- ⑤ お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社等の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- ⑥ 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障碍のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加に当たり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）。改めて当社からご案内申し上げます。旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- ⑦ 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能且つ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面ですれらを申し出頂くことがあります。
- ⑧ 当社は、旅行の安全且つ円滑な実施の為に介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。尚、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様の為に講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様のご負担とします。
- ⑨ 当社は、本項①②⑥⑦⑧の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、①②はお申し込みの日から、⑥⑦⑧はお申し出の日から、原則として 1 週間以内にご連絡致します。
- ⑩ お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図る為必要な措置を取らせていただきます。これに係る一切の費用はお客様のご負担になります。
- ⑪ お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- ⑫ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- ⑬ その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と確定書面（最終旅行日程表）のお渡し

- ① 当社等は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社等の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、ホームページ、本旅行条件書等により構成されます。
- ② 契約書面を補完する書面として、当社等はお客様に、集合時刻・場所・利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日迄にお渡しします。但し、お申し込みが旅行開始日の前日から起算して遡って 7 日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。また、商品により契約書面記載内容にて最終旅行日程表を兼ねる場合がございます。

6. 旅行代金のお支払い

- ① 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、遡って 14 日前に当たる日（以下「基準日」といいます）よりも前にお支払いいただきます。
- ② 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当社等が指定する期日迄にお支払いいただきます。

7. 旅行代金の適用

- ① 参加されるお客様のうち、特に注釈の無い場合、満 12 歳以上の方はおとな料金、満 6 歳以上（航空機利用コースは満 3 歳以上）12 歳未満の方は、こども料金となります。
- ② 旅行代金は、各コースに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。
- ③ 「旅行代金」は、第 2 項の「申込金（旅行代金の全額または一部）」、第 14 項①の「取消料」、第 14 項③の「違約料」、及び第 23 項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレット、ホームページにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金（又は基本代金）」として表示した金額 プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- ① 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈の無い限りエコノミークラス）、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
- ② 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。
- ③ その他パンフレット、ホームページにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しは致しません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前項①から③のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示致します。
 - ① 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分につて）。
 - ② 空港施設使用料（パンフレット、ホームページに明示した場合を除きます）。
 - ③ クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
 - ④ ご希望者のみ参加されるオプションル・ツアー（別途料金の小旅行）の料金。
 - ⑤ 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃料サーチャージ）。
 - ⑥ 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

10. 追加代金

- 第 7 項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます（予め「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます）。
 - ① パンフレット、ホームページ等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル、部屋タイプ又は予め旅行代金に含まれているサービス(食事、レンタル等)のグレードアップの為の追加代金(現地施設への直接お支払い分を除きます)。
 - ② 「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
 - ③ パンフレット、ホームページ等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長の為の追加代金。
 - ④ その他パンフレット、ホームページ等で「×××××クラス追加代金」「×××追加代金」と称するもの（航空座席のクラス変更に要する差額、アーリーチェックイン（ストレートチェックイン）追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨パンフレット、ホームページ等に記載した場合の追加代金等）。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施を図る為止むを得ないときは、お客様に予め速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後にご説明致します。

12. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加料金、割引代金の額の変更は一切致しません。

- ① 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更致します。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算して遡って 15 日目に当たる日より前にお客様に通知致します。
- ② 当社は本項①の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項①の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- ③ 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- ④ 第 11 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更の為にその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます）が増加したときは、サービスの提供が行われているにも拘らず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- ⑤ 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット、ホームページ等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但しこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出して頂きます。この際、交替に要する手数料として所定の金額を頂きます（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります）。また、契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。尚、当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

14. 取消料

- ① 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消しになる場合には、パンフレット、ホームページ、契約書面等記載の取消料を、ご参加のお客様からは 1 室毎の利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれ頂きます。
- ② 当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払い頂きます。
- ③ 旅行代金が期日迄に支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料を頂きます。
- ④ お客様の都合による出発日及びコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を收受します。

15. 旅行開始前の解除

- ① お客様の解除権
 - 【1】 お客様はパンフレット、ホームページ、契約書面等に記載した取消料をお支払い頂くことにより、いつでも

- 旅行契約を解除することができます。但し、契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けします。
- 【2】 お客様は次の項目に該当する場合は、取消料無しで旅行契約を解除することができます。
 - a. 旅行契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第 23 項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
 - b. 第 12 項①に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
 - d. 当社等がお客様に対し、第 5 項の②に記載の確定書面（最終旅行日程表）を同項に規定する日迄にお渡ししなかったとき。又は、契約書面記載内容にて最終旅行日程表を兼ねる場合であって、利用する宿泊機関を明らかにするなど、旅行サービス又はその提供者を特定する旨約したにも拘らず、これを特定しなかったとき。
 - e. 当社等の責に帰すべき事由により、パンフレット、ホームページに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。

- ② 当社等の解除権
 - 【1】 お客様が第 6 項に規定する期日迄に旅行代金を支払わないときは、当社等は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項①の【1】に規定する取消料と同額の違約料をお支払い頂きます。次の項目に該当する場合は、当社等は旅行契約を解除することがあります。
 - a. お客様が当社等の予め明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - b. お客様が第 4 項の③から⑤迄のいずれかに該当することが判明したとき。
 - c. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - d. お客様がほかのお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められたとき。
 - e. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - f. お客様の人数がパンフレット、ホームページに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算して、遡って 13 日目に当たる日より前（日帰り旅行は 3 日目に当たる日より前）に旅行中止のご通知を致します。
 - g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社等が予め明示した旅行実施条件が成就しないとき、或いはその恐れが極めて大きいとき。
 - h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社等の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット、ホームページに記載した旅行日程に従った旅行の安全且つ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
 - 【3】 当社等は本項②の【1】により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（或いは申込金）から違約料を差し引いて払い戻し致します。また本項②の【2】により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（或いは申込金）の全額を払い戻し致します。

16. 旅行開始後の解除

- ① お客様の解除権
 - 【1】 お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しを致しません。
 - 【2】 お客様の責に帰さない事由によりパンフレット、ホームページに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料をお支払い頂くことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
 - 【3】 本項①の【2】の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。但し、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- ② 当社の解除権
 - 【1】 当社は次に掲げる場合においてはお客様に予め理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
 - a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 - b. お客様が第 4 項の③から⑤迄のいずれかに該当することが判明したとき。
 - c. お客様が旅行を安全且つ円滑に実施する為の添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全且つ円滑な実施を妨げるとき。
 - d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
 - 【2】 解除の効果及び払い戻し
 - 本項②の【1】に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除した為にその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金の内、お客様が未だその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の旅行代金から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻し致します。
 - 本項②の【1】の a、d により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻る為に必要な手配を致します。
 - 【4】 当社が本項②の【1】の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

17. 旅行代金の払い戻し

- ① 当社は、「第 12 項の②③⑤の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第 14 項から第 16 項迄の規定によりお客様若しくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレット、ホームページに記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻し致します。
- ② 本項①規定は、第 19 項（当社の責任）又は第 21 項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- ③ お客様は出発日より 1 ヶ月以内にお申込み店に払い戻しをお申し出ください。
- ④ クーボン券類の引き渡し後の払い戻しについては、お渡ししたクーボン券類が必要となります。クーボン券類の提出が無い場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

18. 添乗員

- ① 『添乗員同行』
 - 表示コースには、全行程に添乗員が同行致します。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施する為に必要な業務と致します。旅行中は日程の円滑な実施と安全の為添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として 8時から 20 時迄とします。
- ② 『現地添乗員同行』
 - 表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発迄現地添乗員が同行致します。現地添乗員の業務は本項①における添乗員の業務に準じます。
- ③ 『現地係員案内』
 - 表示コースには、添乗員は同行致しませんが、現地係員が旅行を円滑にする為に必要な業務を行います。
- ④ 個人型プランには、添乗員等は同行致しません。添乗員等が同行しないご旅行は、お客様ご自身での旅程管理をお願い致します。お客様が旅行サービスの提供を受ける為に必要なクーポン類をお渡し致しますので、旅行サービスの提供を受ける為の手続きはお客様ご自身で行って頂きます。交通機関等のサービスの提供の中止やお客様のご都合で旅行を取止めにする場合、取扱販売店に連絡をお願い致します。尚、取扱販売店が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能

